

## はしがき

～木下先生の、蓋し至言「アセらずサボらず」を心して

本を書くなど、ぶっとい歴史研究をしてから、と悠長に構えていた（というか何も考えていなかった）ところ、人間万事塞翁が馬、このタイミングでいったん、これまでの拙い研究成果をまとめることになった。まったくもって習作の域を出ないものを衆目にさらすことには躊躇もあるが、書いていることに何らかの意味が含まれているかもしれない、そしてそれを「発見」してもらえらば、我が国の研究に何某かの刺激は付け加えられるかもしれない。いやむしろ、生活保護がたいへんなことになっている昨今、本書がほんの少しでも議論に寄与できるならば、ボンヤリ立ち止まっている場合ではない。

1999年に大阪市立大学大学院法学研究科に入ってから、社会保障やドイツをキーワードに、神は細部に宿るをモットーに、住宅って大事だろ！をスローガンに、思うがまま、日本の生活保護やらドイツの社会扶助やらを研究してきた。2005年に札幌学院大学に職をたまわってのち、授業と学内行政の傍ら細々と研究を続けてきた折、幸運にも2013年から2014年にかけて1年間の在外研究（ドイツ・バイロイト大学、指導教授シュテファン・リクセン法学博士（Prof. Dr. Stephan Rixen, Universität Bayreuth））を許してもらったことが弾みになって少しばかりエンジンがかかってきた成果が、本書には多く反映されている。

とはいえ、いかにも法学らしいタッチで記述しているわけではないことを含め、多くの思い込みや勘違い、誤謬があると思う。諸賢の批判を真摯に乞う。

関西を離れて北海道で果たしてサバイブできるか、我ながら心配であったが、過去および現在を含む札幌学院大学の同僚教職員ならびに学生諸君、北海道大学社会法研究会の諸兄姉はじめ、弁護士、実務家、行政関係者、ワーカー、支援団体なかんずく北海道の労働と福祉を考える会など、気温は寒い北海道のハート暖かな人々に支えられてやってこられたことにあらためて心から感謝したい。また、関西にも何のかんの研究会等で通っており、その主たるフィールドでありドイツ現地調査でも帯同させてもらっている日独社会福祉研究会のメンバーおよび通訳の諸姉、大学院時代の先輩同輩後輩、全国生活保護裁判連絡会、そして愛すべき家族に感謝の誠を捧げたい。

そのうえで、次の3氏に対して最大限の謝意を表することを許されたい。

西谷敏大阪市立大学名誉教授には、大学院時代にとりわけ判例報告を厳しく指導いただいた。社会保障法の院生は労働法の演習に必ず出る習わしだったが、容赦なくビシバシと鍛えられ（毎回ヒーコラ!）、しかしゼミ合宿では温泉や島巡りをさせてもらったのが現在の支えになっている。比類なき賢人であり、大学の、大学教員の、大学教育の備えるべき質を体現されている巨人である。

脇田滋龍谷大学名誉教授には、入院当時ぬわんと当方しか！院生がおらず、木下先生の「連合大学院で育てる」なる方針の下、龍大に遠征して関西のみんなで研究会をしたとき以来、常日頃より厳しくも暖かい指導を頂戴している。自らサイトを立ち上げて派遣労働者のメール相談に応ずる権利実現と先端技術の達人にとどまらない、労働法と社会保障法と韓国を同時に修める超人である。

木下秀雄龍谷大学教授がなぜ最初じゃないのかと自分でも思うが(^.^)、片岡門下の序列！?に拠ることとした。学部ゼミ生時代から大学院に進学しますと目玉をまん丸にされたときを経て現在に至るまで、足かけ20年以上、何時も暖かく見守ってくださっている。恩師・木下先生のご自身に対する自覚は凡人かもしれないが、鉄血宰相ビスマルクの筋金が入っている鉄人である。

本書の刊行において、法律文化社の小西英央氏には、破格のお骨折りをいただいた。とても重版出来とはいかないこのような研究書を世に送ることへの同氏の粉骨砕身に、敬意を込めつつ感謝を申し上げたい。

本書をパートナー丸山亜子に捧げる

2018年3月

嶋田 佳広